

あいネットニュース

AI-NET NEWS

NPO 法人 あいネットワーク大分

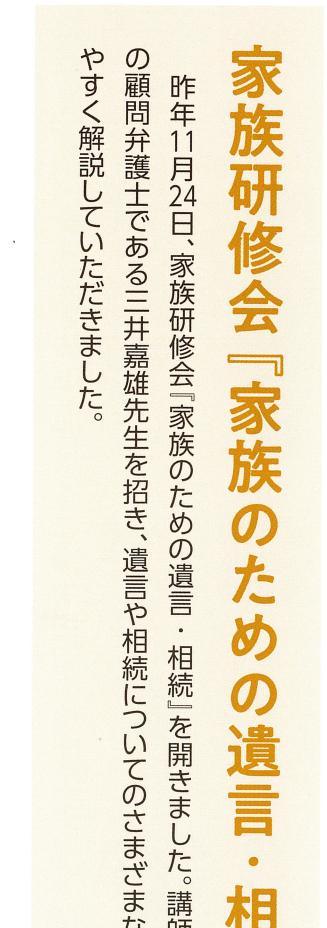
〒870-0823 大分市東大道2丁目4番10号

TEL (097)574-8665 / FAX (097)574-8863



家族研修会『家族のための遺言・相続』を開きました!!

昨年11月24日、家族研修会「家族のための遺言・相続」を開きました。講師にあいネットワーク大分の顧問弁護士である三井嘉雄先生を招き、遺言や相続についてのさまざまな事例を○×形式で分かりやすく解説していただきました。



問題1 自分で遺言書を書いたが、一旦書いた以上、書き直すことはできない。

× 遺言書は自由に何度も内容を変更したりなどの書き直しができます。書いた、その時点、その時点で有効なので、新しく書けば、以前書いたものは自然と取り消されます。そのためには必ず日付も入れてください。

問題3 遺言書の本文をパソコンで作り、自分で署名・押印をして遺言は無効である。

○ 自筆証書遺言は「全文自分で書きなさい」となっているので無効です。物件目録なども全て自分で書いてください。

◎ 公正証書遺言—公証人が作る場合はパソコンの文章でOK。

問題4 子どもが成年被後見人となっているので、その子どもは遺言書を作れない。

× 遺言を作るためには十分な判断能力が必要ですが、民法973条には本来遺言能力が認められない成年被後見人であっても、医師2人以上が立ち会い「〇月〇日、回復しました」との証明を得られれば成年被後見人であっても遺言書を作ることができます。

問題5 体が悪く公証人役場に行けないので、公正証書遺言は作成できない。



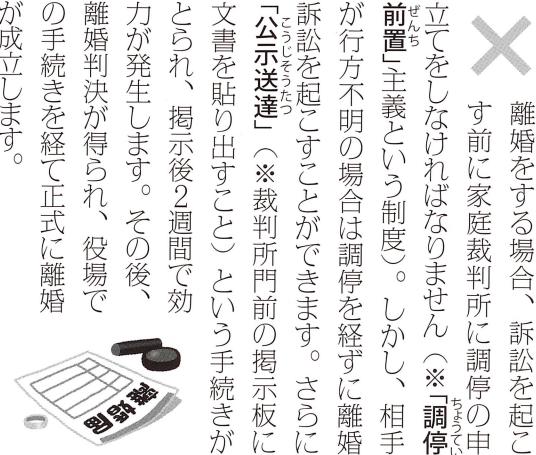
× 遺言書は自分で書く「自筆証書遺言」と公証人に作つてもらう「公正証書遺言」の2通りあります。「自筆証書遺言」は自筆(日付)+署名+押印^Ⅰ有効となるため、三文判でもいいのです。印鑑を押してください。

◎ 自筆証書遺言—自分で便せんなどの紙にボールペンや鉛筆、墨などで書けばOK。水に濡れて文字が消えて読み取れないものはダメです。またサイ

× 証人が遺言者本人のところに来てくれます。費用は意外と安いので活用すると良いかもしません。



問題6-① 自分が未成年のとき父親が離婚をする場合、訴訟を起こす前に家庭裁判所に調停の申立てをしなければなりません（※「調停前置主義」という制度）。しかし、相手が行方不明の場合は調停を経ずに離婚訴訟を起こすことができます。さらに「公示送達」（※裁判所門前の掲示板に文書を貼り出すこと）という手続きが行方不明の場合は調停を経ずに離婚訴訟を起こすことができます。さらに離婚判決が得られ、役場で離婚手続きを経て正式に離婚が成立します。



プレイバック 2017

1月21日(土) 理事会
2月19日(日) あいネットワーク大分 音楽会vol.9開催



3月18日(土) 理事会

5月27日(土) 理事会 総会

6月21日(水) 避難訓練



7月30日(日) 地区懇談会 おでかけ相談会 豊肥地区・県南地区 開催

8月27日(日) 地区懇談会 おでかけ相談会 久大地区・県北地区 開催

9月 9日(土) 地区懇談会 おでかけ相談会 大分地区・別府地区 開催



9月10日(日) ファミリー交流会 開催



10月 7日(土) 理事会

10月19日(木) 三井弁護士による 個別無料法律相談会 供養塔慰靈祭



11月 16日(木) 感染症予防の内部勉強会
11月24日(金) 家族研修会 開催
「家族のための遺言・相続」

問題10 妻は既に他界しているが、施設に入所している子以外の元気な子らを集めて相続を放棄するとの約束を取り付けた。遺言がなくて入所している子が全部相続するので心配ない。

X いくら約束を取り付けているといつても、それは公序良俗に違反するものとして（封建制の復活、民法90条）無効であり、現実に相続することになると兄弟姉妹にはそれぞれ配偶者もいるため個々の考え方では解決できなくなります。ですから遺言を作っていた方がいいです。また成年後見制度を利用していれば、後見人が遺産分割協議等に参加でき、特に入所している子どもの相続分を他の兄弟姉妹が勝手に削ることがないよう家庭裁判所が監視してくれます。

問題6-② 自分が未成年のとき父親が家出をし、行方不明となつた。
②母親が亡くなり、自分たち兄弟は成人して働いている。そんな父親が生活費を送ってくれと連絡してきた。子どもだから余裕がないくとも生活費を送らねばならない。

○ 親子の場合は生活に余裕がないても送らないといけません。（民法877条）たとえば一膳のご飯があるとします。親子の関係であれば分けて扶養する義務があります。兄弟の関係では一膳以上あれば分ける、つまりその場合は扶養する義務はありません。たとえ「父親は何もしてくれない」と思っても、相続するの手続きを経て正式に離婚が成立します。

問題6-③ 自分が未成年のとき父親がかかった場合でも、「子どもは親の面倒をみなければならない」というのが民法の考え方なのです。

問題6-④ 自分が未成年のとき父親が家出をして行方不明となつた。
③行方不明だった父親が行き倒れて亡くなり、所持品から子にその旨の連絡が入ったので、子が赴いて葬儀あげた。その後1年余りして、父親がサラ金会社から借金をしていることが分かった。相続放棄の熟慮期間3ヶ月を過ぎて、子がその支払いをしなければならない。

問題6-⑤ 遺産（相続財産）には積極財産（預貯金や不動産など）と消極財産（借金など）があり、借金も相続するところになります。借金の存在を知らず、相続放棄の手続きをしていませんでした。が、多額の借金を背負うと相続人の生活が成り立たなくなるのは大変です。そこで家庭裁判所に対し、相続人が「借金は知らなかつた」など相当の理由があつて相続放棄の審判の申立をすると、亡くなつた後3ヶ月を過ぎていても相続放棄は認められます。自分一人で悩んでも法律問題は解決しません。借金が判明した時点で速やかに弁護士に相談することをおすすめします。

問題11 自分で書いた遺言書は、言者が亡くなつた後に遺言書の現物がなければ効力はない。

X 遺言書の現物がなければ立証のしようがありませんが、現に死亡時に存在していたという証拠があれば効力はあります。たとえば父親が亡くなり、日頃面倒を見ない長男が駆け付けて遺言書を開封して中味を見たら過料という一種の罰金刑です。さらに長男にとって不利な内容だったのを燃やした場合、直前に別の人物が写真を撮つておけば現物はなくとも「遺言書はあった」という証拠となります。

問題12 ビデオで遺言した。本人の意思がはつきりしているが無効である。

X 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」以外の遺言書、死亡の危急に迫った場合や在船者、船舶遭難者等の特別な場合の特別の方式による遺言書以外は全て無効です。

問題13 本家の娘を妻にした。妻が先に亡くなり、子どももいない。自分が死んだら自分の遺産は、自分の兄弟は勿論、妻の兄弟も相続人となる。

X が、妻の兄弟はなりません。が、妻の兄弟はなりません。

問題7 父の遺言書には、後妻に全部やると書いてある。父の最後の意思だから仕方がない。

X 遺言で誰にどれぐらいの財産を相続させるかを指定することができますが、法律で「最低これだけは元々の法定相続人に対して残してあげなさい」という割合が決まっており、これが「遺留分」といいます。この遺留分が認められる法定相続人は直系卑属（子や孫等）直系尊属（父母や祖父母等）、配偶者だけで、その割合は相続財産の1/2～1/3以下と定められています。この遺留分を請求する権利を「遺留分減殺請求」といい、右記の場合、前妻の子どもたちが遺留分減殺請求を行えば後妻には全部いかない。この請求権の时效はそんな遺言書があると知って1年と短いので注意してください。「財産が少ないので遺言書を書かなくて良い」と思っている方がいるかもしれません。そのため、遺言書を書いておくことをおすすめします。

問題8 夫が亡くなつた場合の法定相続分

- 妻と子がいる場合
- ↓妻1/2、子1/2
- 妻と親がいる、
- ↓妻2/3、親1/3
- 妻と夫の兄弟がいる、
- ↓妻3/4、兄弟1/4

問題9 相続放棄の書類に、相続放棄の意味が分からぬ子の署名と印鑑がある。署名と印鑑がある以上、裁判で争えない。

問題10 兄弟姉妹以外の法定相続人に問題があったと印鑑がある以上、裁判で争うことができます。

問題11 必ず成年後見制度を利用しなければならない、ということではなくて、ご自身の万が一のことを考えて成年後見制度の利用をおすすめします。あいネットワーク大分（※あるいは法人などに相談してくださいます）や家庭裁判所、市町村の窓口、法テラスなどに相談してくださり。あいネットワーク大分などの法人として利用者が本人が亡くなるまできちんと務めることができます。後見であれば、団体が続く限り後見人として利用者が本人が亡くなるまできちんと務めることができます。

無料法律相談

※あいネット事業
利用契約者のみ

顧問弁護士
三井 嘉雄先生
による個別法律相談を
隨時受け付けています。
相談希望の方は
あいネットまでご連絡ください。

相談や心配事など
ありましたらお気軽に!
※秘密厳守

「社会福祉法人博愛会 法人内GH世話人研修会」に参加しました!!

昨年10月18日、グループホームの世話人さんや登録ヘルパーさん、夜間専門員さん等を対象に「法人内研修」が開かれました。

「グループホーム利用者の親として また、大分市知的障害者相談員の 経験から支援者に求めること」

植木 紀子 講師(元大分市障害福祉課相談員)

長男に知的障がいがあるとわかつてから現在までの私の経験、気持ちを親の立場からお話させていただきます。障がいがあるとわかつてそれを受容すること、人様に迷惑をかけないように地域生活を送るためにどうしたらいいのか。自分たち親が亡くなつた後もこの子が生きていくためにはどうしたらいいのか。親子だけでなく、家族や地域とのさまざまな葛藤があり、時には心を鬼にして子どもに接することもありました。

後に、私は大分市役所で相談員として15年勤務し、在宅障がい者の支援が仕事となりました。相談員として支援をするなかで自分の子どもを客観的にみることができるようにになってきました。そして、夫は67歳、私も65歳になり自分たちが元気なうちに、在宅で過ごしてきた子どもの“終の住処”を決めておきたいと(長男が)40歳になった時にグループホーム(GH)での生活を選択しました。子どもが幸せに過ごすためには、職員だけでなく、GHで一番接する時間の多い世話人さんたちとお互いに連絡を密に取ることの大切さを改めて感じています。おかげで子どもはGHが気に入つており、親としては寂しいようなホッとするような複雑な気持ちですが、これもすべてやさしい世話人さんたちのおかげだと感謝しています。



「グループホーム利用者の 具体的支援と 権利擁護について」

立川 邦彦 講師
(元大分県社会福祉事業団 大分県のぞみ園 施設長)



人の世話をするには健康で自分の暮らしがしっかりしていることが大前提で「安心感を与えられるか」です。世話人として気をつけたいことは「利用者との人間関係」で、具体的には健康やお金の管理ですが、これは各々の個性によって対応の仕方が異なるため非常に難しいです。「リフレーミングの視点」で飽きっぽい→好奇心旺盛、いい加減→おおらか、頑固→意思が強いなど少し見方を変え、何事もポジティブに捉えることが大切です。ただ自分で責任を取れないことは絶対にしないよう気をつけてください。また「ヒヤリ、ハット」は宝の山と考え世話人同士だけでなく、事業所の職員の人と共有できれば大きな事故を防ぐことにもつながります。



昨年11月16日、「グループホームあい」で 感染症予防の内部勉強会を開きました!!

「グループホームあい」では集団生活を営むことから色々な感染症が持ち込まれやすく、施設内での広がりやすさも持ち合せています。そこで冬に多いインフルエンザ、感染症、ノロウイルス予防についての内部勉強会を開きました。感染源や感染経路の特定、嘔吐物の迅速かつ的確な処理方法を学んで拡大予防に努めています。



お知らせ

『あいネットワーク大分 第10回音楽会』は今年、開かれる「第33回国民文化祭・おおいた2018 第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催に合わせて10月8日(祝)に開催することとなりました。

※詳細については未定。

NPO法人あいネットワーク大分
理事 幸英人
謝してあります。

妹は10代で家庭での生活が困難となり、第二博愛療に入所し50年近くになります。当時はまだ若かったので椎茸の栽培等の仕事をしたり、職員方のお力添えをいただきながら、いろいろ行事に参加し充実した寮生活を送っていました。

20年ほど前になるでしょうか、博愛会のハイ旅行に妹と今は亡き母との3人で参加しました。釣宮謙司元理事長の「障がい者がこんな旅行をして良いのか、こんな贅沢をして良いのか」と言う人もいるけれど、障がい者といえども普通の人と同じようにして良いのではないかと話されたことが今でも脳裏に残っています。特に印象深かったのは路線バスで観光地を回るとき、バス停で車イスの方が待っていました。すると運転手が

固定しました。結構時間は掛かりましたが、乗客を移動させ、バスの昇降用のリフトを降ろして、車イスごと車内に取り込みました。日本では自己中心的な事件が多いなか、さすがアメリカは福祉が進んでいる、早く日本もこうなると良いなと思つた出来事でした。

今では妹も歳を取り、車イスを利用しています。寮では多々迷惑をお掛けしていますが、やさしい職員方や寮生に囲まれて楽しく生活ができていることに感謝しております。

ハワイ旅行での思い出

「あいネット日記」